

令和元年5月7日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K13642

研究課題名(和文) 錯誤者の損害賠償責任

研究課題名(英文) The Liability for Damege of The Person who mistakes

研究代表者

岩本 尚禧 (Iwamoto, Naoki)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：80613182

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)： 錯誤者は過失ある表意者であるにもかかわらず、我が国では錯誤者の責任について十分に検証されていない。そこで、ドイツ法とイギリス法を比較法として取り上げ、日本錯誤法の特殊性を分析し、以下の知見が得られた。我が国では故意の立証が難しく、詐欺の被害者が錯誤法に救済を求めた結果、本来は「過失ある表意者」であるはずの錯誤者を免責することが正当化されてきた。ドイツ・イギリスでは一方で錯誤者の責任は厳格に捉えられ、他方で詐欺の概念が拡大されていることで過失ある欺罔者も責任を負う、錯誤と詐欺が密接に絡み合う中、我が国では「過失ある表意者に甘い」という実態が浮き彫りとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日々生じる詐欺被害に対して、詐欺概念を拡大することで対処する方法が本筋であろう。しかし、我が国では詐欺の立証が著しく困難で、かつ「騙された者にも落ち度がある」という風潮から、は避けられ、錯誤概念を拡大することで対処されてきた。本研究の意義は、ドイツ法とイギリス法の分析を踏まえ、我が国の解釈態度が錯誤の歪な解釈を導き、かつ「騙した者勝ち」を助長する不当なものであることを明らかにした点にある。

研究成果の概要(英文)： little study in Japan has been done to the liability for the person who mistakes, though he/she has a certain fault. I analyzed the problems of the mistake, dealing with the arguments of German law and English law in order to explain the particularity of Japanese law. Consequently, the following results were obtained: 1) To prove the intention of fraud is so difficult that the victim of fraud in Japan has sought redress in the mistake. The result of expanding the mistake, however, has made its liability unclear. And the person who mistakes has been released from his/her liability too, though they must be “negligent declarants”; 2) German law and England law has strictly pursued the liability of the person who not only mistakes, but also “deceives with negligence” through the expanding of the fraud; 3) There are important relationships between the mistake and the fraud. Japanese law has been “easy on negligent declarants,” regardless of whether they mistake or deceive.

研究分野：民法

キーワード：民法 錯誤 詐欺 損害賠償 主張制限 不実表示 ドイツ イギリス

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

錯誤（民法95条）は表意者本人の落ち度に起因する「勘違い」の意思表示であるから（ドイツ法の *Irrtum*、英米法の *mistake*）、錯誤の主張を無制約に認めれば、錯誤者の相手方が不当に害されてしまう。そこで、何らかの形で錯誤者の責任を問う必要がある。その方法としては主に2つのパターンが考えられる。

第一は、錯誤者に賠償義務を課す方法である。例えば、ドイツ民法は、同法122条において錯誤者の賠償責任を規定している。

第二は、詐欺等によって錯誤が引き起こされた場合にしか錯誤の主張を認めず、それにより錯誤の主張それ自体を封じ、もって相手方の保護を図る方法である。これはイギリス法が採用する方法である。

いずれも実践的な方法であり、検討に値するが、しかし日本民法はいずれも採用していない。今般の債権法改正に際しても賠償義務規定の明文化は見送られ、むしろ動機の錯誤を明文化する等して、錯誤概念を拡張することが目指された。

このように、我が国の錯誤理解は、世界的な傾向とは明らかに異質である。なぜこのような特異性が我が国で生まれたのか。こうした背景をもとに本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、「錯誤者の責任」を詐欺の視点から解明し、錯誤者の賠償義務規定の導入を見送った債権法改正案に対する批判を行うことが目的であった。その主たる研究目標は以下の3点であった。①ドイツ民法が錯誤者の賠償義務を規定した立法的背景を確認し、こうした賠償義務規定がドイツ民法を母法とする日本民法へ受け継がれなかった理由を解明すること、②欧州では「錯誤を引き起こす」という詐欺の視点が錯誤者の責任と密接に関連しているのに対して、こうした視点が日本錯誤法の伝統的な解釈では欠落していることを解明すること、③錯誤者の賠償義務規定を導入することは、日本の伝統的な錯誤論と矛盾するものではなく、錯誤と詐欺の競合関係を巡る解釈論上の疑義も解消され、世界的な趨勢にも適うことを解明することであった。

3. 研究の方法

まず、ドイツ民法が同法122条において錯誤者の損害賠償責任を明示した理由と背景を当時の立法資料をもとに探った。立法後は、特に錯誤と詐欺の関連性に注目しつつ、裁判例の分析も取り入れた。

続いて、イギリス法が *common law* の伝統の下で錯誤の範囲を当初から厳格に制限していた理由と背景を、裁判例を中心に探った。その際には、イギリス独自の錯誤法の形成を辿る過程において詐欺の概念（ここでは不実表示および不実表示法 *Misrepresentation Act 1967*）が重要な役割を果たしてきた背景にも注目した。

独・英の状況を確認した後、まずは日本民法がドイツ民法122条を受け入れなかった経緯について立法過程にまで遡り、探った。その後、今般の日本錯誤法の改正によって、錯誤者の特別責任規定の導入が見送られた理由、ならびに特別規定によらない錯誤者の責任追及の可能性をも封じられた経緯について法制審議会資料をもとに探った。そのうえで、独・英および日における錯誤者の射程の違いと原因を、錯誤と詐欺の関連性に配慮しながら分析した。

4. 研究成果

ドイツ法分析の結果、以下の点が確認された。①18世紀の自然法学説（とりわけプロイセ

ン一般ラント法に関わる立場)が意思主義の帰結として錯誤者の損害賠償責任を肯定し、こうした理解がドイツ民法典へ受け継がれたこと、②過失ある表意者たる錯誤者の責任を追及する姿勢は詐欺においても見られ、詐欺の概念が拡大されたことによって事実上「過失の詐欺」が認められていること、③結局、ドイツ法は「過失ある表意者に厳しい」ということ、であった。

イギリス法分析の結果、以下の点が確認された。①イギリス契約法はフランス(ポティエ)やドイツ(サヴィニー)の影響を受けつつも、特有の契約観に基づいて錯誤の主張を制約してきたこと、②イギリス独自の錯誤法の形成を辿る過程において詐欺の概念(ここでは不実表示および不実表示法 Misrepresentation Act 1967)が重要な役割を果たしてきたこと、③結局、イギリス法は「過失ある表意者に厳しい」ということ、であった。

日本法分析の結果、以下の点が確認された。①日本民法の立法者も錯誤者の責任を意識していたが、しかしドイツ民法122条の継受を否定し、重過失要件を介した錯誤の主張制限を目指したこと、②ドイツ法・イギリス法とは異なり、詐欺の立証が困難であるため、詐欺被害者の救済が錯誤規定で実現されてきたこと、③錯誤概念の拡大が「錯誤者の責任」を曖昧にしていること、④過失ある欺罔者および錯誤者が責任を負担しない事態が生じ、結局、日本法は「過失ある表意者に甘い」ということ、つまり錯誤の問題を語るうえで詐欺の問題は避けて通ることができないということ、であった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1件)

岩本尚禧「錯誤者の責任」松久三四彦 他(編)『社会の変容と民法の課題(上巻)―瀬川信久先生・吉田克己先生古希記念論文集―』(成文堂、2018年)143-163頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。